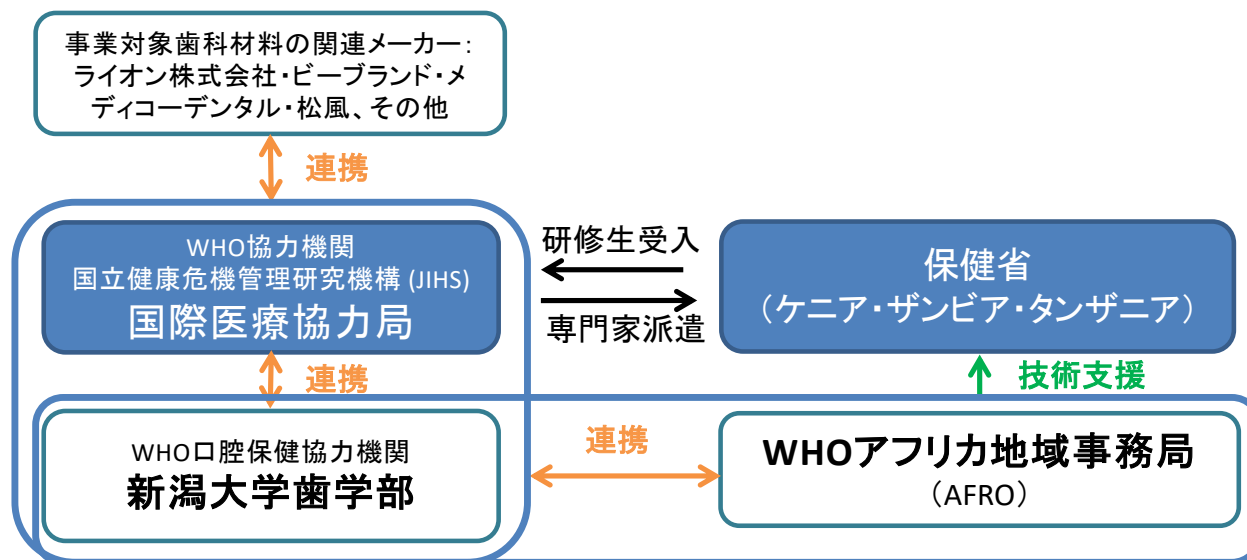


ケニア、タンザニア、ザンビアにおけるWHO必須歯科材料を用いた口腔疾患の予防・治療技術の
能力強化事業 3年計画の3年目

1. 案件目的: WHO必須歯科材料を使用した歯科専門職への教育カリキュラムの導入
2. 案件の概要: 本邦の歯科材料メーカーに優位性があるWHO必須歯科材料について、口腔保健に関するWHO協力センターの新潟大学歯学部やWHOアフリカ地域事務局と協力し、ザンビアの歯科専門職の大学教育カリキュラムの作成支援を行う。また、ケニア、タンザニア、ザンビア3か国のアクションプランをフォローアップするとともに、3か国の経験共有会合を開催する。
3. 案件の成果、着地点: 本事業で作成した研修教材が保健省による承認を受け、一次医療レベルで活動する歯科専門職への卒後研修(3か国)および大学教育(ザンビア)の継続実施が整備される。また、事業対象のWHO必須歯科材料の国家必須医薬品リストへの収載および健康保険償還が促進される。



<R8年度の研修予定>

- 5月、8月、11月、2月
・アクションプランのフォローアップ (オンライン) (CP2名 x 3か国)
- 9月 ザンビア現地研修 (CP3名)
・現地医科大学の教育カリキュラム作成支援
- 12月 経験共有会合 (CP6名)
・3か国の経験共有会合を実施